

# 屋外広告物には ルールがあります！

9月1日～10日は  
屋外広告物適正化旬間です。

## ？ 屋外広告物とは

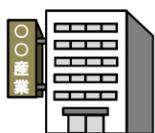
ビルの屋上にある広告塔、建物の壁にある壁面広告や電柱広告などその形態はさまざまです。また、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。自分の店舗や会社などに表示する店舗名や会社名なども屋外広告物になります。



屋上広告物



野立広告物



突出広告物



壁面広告物



アドバルーン



立看板



はり紙



電柱広告物  
(袖付看板・巻付看板)

## ！ 屋外広告物の多くは、許可が必要です

幹線道路沿いや市街地などに屋外広告物を設置する場合、その多くは許可手続きが必要です。自社の店舗や会社などに表示する会社名なども、一定の基準を超えない場合を除き、許可が必要です。

## ！ ルールに違反して広告物を表示・設置した場合、罰則の適用を受けることがあります

- 屋外広告物のルール及び屋外広告物登録（岐阜県屋外広告物条例）についてのお問い合わせは  
岐阜県都市建築部都市政策課  
URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>  
TEL : 058-272-8648 (直通)
- 屋外広告物の許可申請についてのお問い合わせは  
岐阜県内の各市町村
- 岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市においては、各市の屋外広告物条例が適用されます。

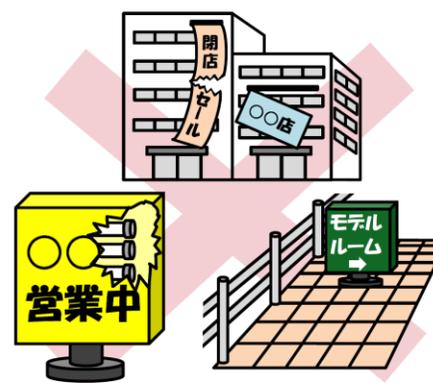


県ホームページ

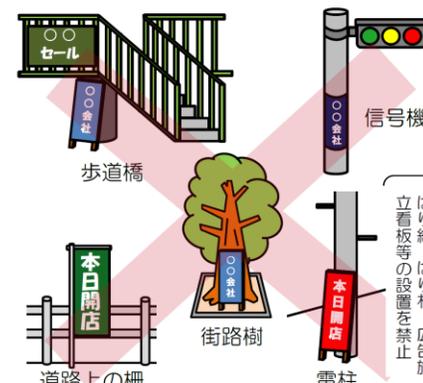


# ◆このような屋外広告物は違反です◆

破損したり、倒壊・落下のおそれがあるもの、  
道路の安全利用を妨げるもの など

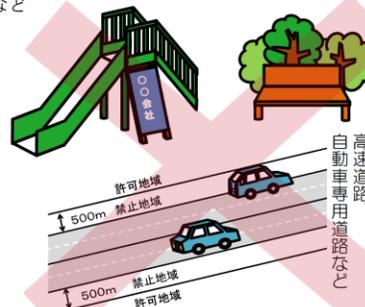


掲出を禁止されている  
物件につけたもの（禁止物件）

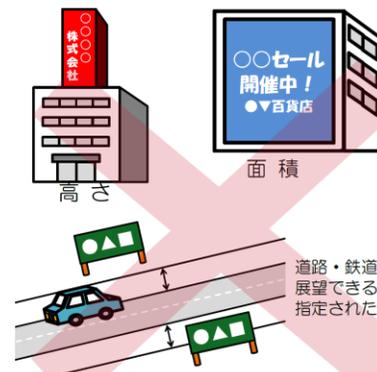


掲出を禁止されている  
地域につけたもの（禁止地域）

第一種・第二種低層住宅専用地域、風致地区、都市公園、  
道路及び鉄道から展望できる地域で指定された区域など



高さや表示面積、設置場所などの  
許可基準に違反したもの



日常の広告物の安全管理にもご協力をお願いします！！

岐阜県 都市建築部 都市政策課  
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1  
TEL : 058-272-8648  
FAX : 058-278-2764



- ・岐阜市 建築指導課 TEL 058-265-3985
- ・高山市 建築住宅課 TEL 0577-35-3159
- ・多治見市 都市政策課 TEL 0572-22-1321
- ・美濃市 都市整備課 TEL 0575-33-1122
- ・恵那市 都市整備課 TEL 0573-26-6842
- ・各務原市 建築指導課 TEL 058-383-7218
- ・下呂市 建設総務課 TEL 0576-53-2010

# 屋外広告物には 定期的な点検が必要です。

屋外広告物は雨、風や強い陽射しなどの厳しい自然にさらされ、腐食、変形等の劣化が生じやすく、年月を経るほど事故等のリスクが生じやすくなります。

看板等の屋外広告物が万一落下し事故等が発生した場合には、その管理体制や企業等の責任を問われることになります。

屋外広告物の許可更新時以外にも、定期的に屋外広告物を点検し、安全管理に努めましょう。

## ！ 屋外広告物の主な点検のポイント

区分	点検内容	チェック
基礎	1. 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等	<input type="checkbox"/>
	2. 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	<input type="checkbox"/>
支持部	1. 鉄骨のさび、塗装の老朽化等	<input type="checkbox"/>
	2. 鉄骨接合部の異常、ボルト等の緩み及び欠落	<input type="checkbox"/>
取付部	1. アンカーボルト・取付部プレートの異常	<input type="checkbox"/>
	2. ベース周辺・コーキング・接合部の異常	<input type="checkbox"/>
	3. 取付対象部（柱・壁・スラブ）及び周辺の異常	<input type="checkbox"/>
表示部	1. 表示面の汚染、変色、変形、破損及び剥離	<input type="checkbox"/>
	2. 枠組み部材の異常	<input type="checkbox"/>
照明装置等	1. 照明・LEDの不点及びネオン管の不発光	<input type="checkbox"/>
	2. 取付部その他周辺の異常	<input type="checkbox"/>
	3. 分電盤の異常	<input type="checkbox"/>
その他	1. その他点検した箇所（ ）	<input type="checkbox"/>



## ！ 異常を見つけたら早めに対応を

屋外広告物の腐食等の異常を発見した際、処置をせずに放置すると、劣化が進み大規模な事故につながるおそれがあります。

早期の異常発見と対応が、屋外広告物の事故防止につながります。対処法が分からない場合は、速やかに屋外広告業者等の専門知識のある人に相談しましょう。

## ? 屋外広告業者とは

屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。岐阜県内で屋外広告業を営むには、県への登録（岐阜市内で業を営む場合は岐阜市への登録）が必要です。

県へ登録された屋外広告業者を県ホームページに掲載しています。



県ホームページ

基礎の点検ポイント			
	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	基礎のクラック、支柱と根巻きの隙間、支柱ぐらつき	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部の点検ポイント			
	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間		鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部の点検ポイント			
	アンカーボルト・取付部プレート	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常
表示部の点検ポイント			
	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置等のポイント			
	照明装置の不点灯、不発光	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	周辺機器（※）の劣化、破損 ※分電盤、配線、変圧器（トランス）スイッチ等
その他の点検ポイント			
	附属部材（※）の腐食、破損 ※裏板、隠れ止め棒、塩まじり、その他附属品		

※岐阜県屋外広告物条例施行規則第2号の2様式「屋外広告物自己点検報告書」より点検項目を抜粋

出典：屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（平成29年7月）国土交通省都市局公園緑地景観課